

災害時における道路災害応急対策業務に関する協定（案）

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長 信太啓貴（以下「甲」という。）と〇〇建設（株）代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における高崎河川国道事務所管内の道路災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、高崎河川国道事務所管内において地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し又はおそれがある場合、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、労力等の確保及び動員の方法等必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施区間）

第 2 条 業務の実施区間は、以下のとおりとする。

〇〇出張所管内 国道〇〇号 〇〇. 〇 k p ~ 〇〇. 〇 k p

（別添図面 区間番号〇）

（実施区間外の協力要請）

第 3 条 甲は、高崎河川国道事務所管内に災害が発生し、又はそのおそれがある場合において必要と認めるときは、乙に対し業務実施区間外の協力を要請することができるものとする。

2 甲は、東京都 2 3 区内において震度 6 弱以上（首都直下地震）を観測し、関東地方整備局管内に災害が発生し、又はそのおそれがある場合において必要と認めるときは、乙に対し業務実施区間外（県外）の協力を要請することができるものとする。

3 乙は、甲から協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

（建設資機材等の報告）

第 4 条 乙は、あらかじめ災害時に備え、業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、書面により甲へ報告するものとする。

2 前項の建設資機材等の報告は、年 2 回（4 月末、10 月末）報告するものとするが、著しい変動があった場合又は、甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲へ書面により報告するものとする。

3 甲は、甲の保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により、通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第 5 条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

(業務内容)

第 6 条 甲が乙に対し要請を行う業務は、所管施設の道路巡回による被害状況の把握と報告並びに甲の指示する当該被災所管施設の緊急措置、道路啓開及び応急復旧等(以下「応急対策業務」という。)の要請を行うものとする。なお、甲が指示する主な業務内容は以下のとおりである。

①道路巡回

道路を巡回し、道路状況や所管施設の被害状況の把握と報告の実施。

②緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所への進入防止措置の実施、また危険箇所の注意喚起や通行規制の措置を周知する看板等の設置及び通行規制の補助などを行い、道路利用者の安全確保を図る。

③道路啓開

倒壊・散乱している沿道建物等の道路上障害物の除去や段差箇所の処理、路上放置車両の移動などを行い、緊急車両の通行確保を図る。

④応急復旧

道路啓開後の被災箇所に応じた、二次災害の防止や段階的な復旧による、緊急輸送路の機能確保を図る。また、大雨等による法面崩落などの災害においては、応急的な二次災害防止措置を講じ、早期の通行確保を図る。

⑤道路除雪

異常気象による豪雪時の道路除雪を行い、通行確保を図る。

(出動の要請)

第 7 条 甲は、乙に対し第 2 条の業務実施区間の具体的な災害状況に応じ、応急対策業務のための出動を書面又は電話等の方法により要請するものとする。

ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲、乙相互の通信連絡が不能なため、甲からの出動要請が不可能な場合は、乙の判断により応急対策業務を実施出来るものとする。

2 乙は要請を受けた場合(ただし書きを含む)、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告すると共に、直ちに出勤し、応急対策業務を実施するものとする。

(業務の指示)

第 8 条 業務の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第 7 条第 1 項ただし書きによる甲の出動要請が不可能な場合は、乙の判断による応急処置を行うものとする。

2 前項のただし書きにおいて、甲と通信連絡が可能となった場合は、乙はその実施処置の内容を速やかに出張所長に報告するものとする。

(契約の締結)

第 9 条 甲は乙に、第 7 条に基づく出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(業務の完了)

第 10 条 乙または現場責任者は、業務が完了したときは、電話等により直ちに出張所長にその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第 11 条 乙または現場責任者は、業務の完了後、作業時間及び使用建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。

甲は、必要に応じて応急対策等の途中段階で、使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

(費用の請求)

第 12 条 乙は、業務完了後、当該業務に要した費用を第 9 条により締結した契約に基づきその費用を請求するものとする。

(費用の支払)

第 13 条 甲は、第 12 条の規定による請求を受けたときは、内容を精査し第 9 条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第 14 条 応急対策業務の実施において甲、乙双方の責に帰すべからずものにより、第三者に損害を及ぼしたとき、又は甲が貸与の建設資機材等に損害が生じたときは、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。ただし、その損害のうち、業務の実施につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担するものとする。

なお、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告しなければならない。

(訓練等への参加)

第15条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの参加要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が負担するものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(協定の解約)

第17条

甲もしくは乙において、第16条の有効期限内に協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

(その他)

第18条 この協定に定めのない事項又は、疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

2 協定区内で維持工事を契約している場合においては、協定区内で行った災害協定に基づく災害対応については活動実績として認められない。

3 災害対策基本法に基づく措置に関連する事項については、別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成27年 3月 日

甲. 群馬県高崎市栄町6番41号
国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所長 信太 啓貴

乙. ○○県○○市○○町○○○番
○○建設株式会社
代表取締役 ○○ ○○